ポジション移管制度の整備等に伴う OTCデリバティブ清算業務に関する業務方法書等の一部改正について

I. 改正趣旨

当社のOTCデリバティブ清算業務(金利スワップ取引清算業務及びCDS清算業務)において、同一の企業集団に属さない者への未決済ポジションの移管、清算委託者を当事者とする組織再編に伴う未決済ポジションの移管等、想定される様々なケースにおける未決済ポジションの移管を可能とすべく、金利スワップ取引清算業務及びCDS清算業務に関する業務方法書等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

Ⅱ. 改正概要

- 1. ポジション移管制度の利用者の範囲拡大
 - ・清算委託者が、同一の企業集団に属さない清算参加者及び清算 ・ 金利スワップ取引清算業 委託者に未決済の清算委託取引を移管することを可能とする。 務に関する業務方法書

・清算参加者が、他の清算参加者及び同一の企業集団に属さない・ 清算委託者に未決済の清算約定(自己分)を移管することを可 能とする。

2. 組織再編に伴うポジション移管制度の整備

・組織再編(合併、会社分割及び事業譲渡)に伴い、清算参加者 から清算委託者へ、清算委託者から清算参加者へ、又は清算委 託者から他の清算委託者へ、未決済ポジションを移管すること を可能とする。

(備 考)

- ・ 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書 (以下「IRS業務方法書」という。)第58条の 4、第58条の5等
- ・ CDS清算業務に関する 業務方法書(以下「CD S業務方法書」という。)第58条の2、第58条 の3等
- IRS業務方法書第58条の6、第58条の7等
 CDS業務方法書第53条の3、第53条の4、第58条の4、第58条の5等
- IRS業務方法書第40 条の2、第40条の3、 第40条の4等
- ・ CDS業務方法書第40 条の2、第40条の3、 第40条の4等

- 3. その他
- ・その他、所要の改正を行う。
- Ⅲ. 施行日

2018年4月6日から施行する。

以 上

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等の一部改正新旧対照表

目 次

- 1. 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表
- 2. 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表
- 3. CDS清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表
- 4. CDS清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表
- 5. CDS清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表
- 6. JSCC決定委員会規則の一部改正新旧対照表

新

旧

(定義)

- 第2条 本業務方法書等において使用する用語 は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号) 及びISDA定義集において使用される用語 の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義 は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「移管」とは、次に掲げるいずれかのことをいう。
 - a 第58条の5第4項の規定により、移管元清算委託者(第58条の4第1項に規定する移管元清算委託者をいう。以下本号において同じ。)及び<u>当該移管元清算委託者の受託清算参加者</u>の間の<u>清算委託取引を終了させこれに基づく債権債務</u>を将来に向かって消滅させること。
 - b 第58条の5第6項の規定により、移管元清算委託者及び<u>当該移管元清算委託者の受託清算参加者</u>の間の清算委託取引<u>を終了させこれに基づく債権債務</u>を将来に向かって消滅させると同時に、移管先清算委託者(第58条の4第1項に規定する移管先清算委託者をいう。)及び当該移管先清算委託者の受託清算参加者の間に当該清算委託取引と同一内容の法律関係を新たに成立させること。
 - c 第58条の7第4項の規定により、<u>移管先</u> 清算委託者(第58条の6第1項に規定する 移管先清算委託者をいう。)及び当該移管先 清算委託者の受託清算参加者の間に当社及 び移管元清算参加者(同項に規定する移管元 清算参加者をいう。)の間の清算約定(自己 分)と同一の経済的効果を有する<u>法律関係を</u> 新たに成立させること。
 - (1) の $2 \sim (73)$ (略)

 $2 \sim 3$ (略)

(定義)

- 第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)及びISDA定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「移管」とは、次に掲げるいずれかのことをいう。
 - a 第58条の5第4項の規定により、移管元 清算委託者(第58条の4第1項に規定する 移管元清算委託者をいう。以下本号において 同じ。)及び<u>受託清算参加者</u>の間の<u>清算委託</u> 取引を将来に向かって消滅させること。
 - b 第58条の5第4項の規定により、移管元清算委託者及び受託清算参加者の間の清算委託取引を将来に向かって消滅させると同時に、移管先清算委託者(第58条の4第1項に規定する移管先清算委託者をいう。以下本号において同じ。)及び当該受託清算参加者の間に当該清算委託取引と同一内容の新たな法律関係を成立させること。
 - c 第58条の7第4項の規定により、受託清 <u>算参加者及び移管先清算委託者</u>の間に当社及 び<u>受託清算参加者</u>の間の清算約定(自己分) と同一の経済的効果を有する<u>新たな法律関係</u> <u>を</u>成立させること。

(1) の $2 \sim (73)$ (略)

 $2 \sim 3$ (略)

(届出事項)

- 第19条 清算参加者は、次に掲げる行為をしようとする場合(当該清算参加者がその親会社等から親会社等保証を受けている場合には、当該清算参加者又は当該親会社等が次に掲げる行為をしようとする場合)には、当社が定めるところにより、あらかじめ(あらかじめ届け出ることが不可能又は法令遵守その他のやむを得ない事由により著しく困難である場合には、事後速やかに)その内容を当社に届け出なければならない。
- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 分割による事業(金利スワップ取引に関する事業に限る。以下本条、第24条、第27条 の4、第28条第7項、第40条、第40条の 2、第40条の3及び第40条の4において同 じ。) の全部又は一部の他の法人への承継
- $(5) \sim (10)$ (略)

(会社分割又は事業譲渡<u>による清算参加者から</u> 清算参加者に対する未決済約定の引継ぎ)

- 第40条 他の清算参加者に分割により事業を 承継させ、又は事業を譲渡する清算参加者(以 下本条において「分割等参加者」という。)は、 当該事業の承継又は譲渡と同時に金利スワップ清算資格を喪失しない場合は、当社の承認を 受けて、当該他の清算参加者(以下本条において「承継等参加者」という。)に、当該事業の 承継又は譲渡に係る未決済の清算約定(以下本 条において「引継清算約定」という。)を引き 継がせることができる。
- 2 前項の規定により事業を譲渡する場合において、引継清算約定が清算約定(委託分)であるときは、分割等参加者は、引継清算約定の引継ぎについて、引継清算約定に関し当該分割等参加者に有価証券等清算取次ぎの委託を行った清算委託者の同意を得るものとする。
- 3 本条に基づく引継清算約定の引継ぎに要する費用は、分割等参加者又は承継等参加者の負

(届出事項)

- 第19条 清算参加者は、次に掲げる行為をしよ うとする場合(当該清算参加者がその親会社等 から親会社等保証を受けている場合には、当該 清算参加者又は当該親会社等が次に掲げる行 為をしようとする場合)には、当社が定めると ころにより、あらかじめ(あらかじめ届け出る ことが不可能又は法令遵守その他のやむを得 ない事由により著しく困難である場合には、事 後速やかに)その内容を当社に届け出なければ ならない。
- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 分割による事業(金利スワップ取引に関する事業に限る。以下本条、第28条第7項及び第40条において同じ。)の全部又は一部の他の法人への承継
- $(5) \sim (10)$ (略)

(会社分割又は事業譲渡<u>の場合の</u>未決済約定の 引継ぎ)

- 第40条 清算参加者は、他の清算参加者に分割 により事業を承継させ、又は事業を譲渡する場合であって、当該事業の承継又は譲渡と同時に、 金利スワップ清算資格を喪失しないときは、当 社の承認を受けて、当該他の清算参加者に、当 該事業の承継又は譲渡に係る未決済の清算約定 を引き継がせることができる。
- 2 前項の場合(分割により事業を承継させる場合を除く。)において、引き継がせようとする未決済の清算約定が清算委託者の委託に基づくものであるときは、清算参加者は、当該清算約定の引継ぎについて当該清算委託者の同意を得るものとする。
- 3 <u>第1項の場合において、未決済の清算約定</u>の 引継ぎに要する費用は、同項の清算参加者又は

担とする。

(合併、会社分割又は事業譲渡による清算参加者 から清算委託者に対する未決済約定の引継ぎ)

- 第40条の2 清算委託者に合併され、分割により事業を承継させ、又は事業を譲渡する清算参加者(以下本条において「合併等参加者」という。)は、当社の承認を受けて、当該清算委託者(以下本条において「承継等委託者」という。)に、当該合併、事業の承継又は譲渡に係る未決済の清算約定(清算約定(自己分)に限る。以下本条において「引継清算約定」という。)を引き継がせることができる。この場合において、引継清算約定は、承継等委託者及び承継等委託者の受託清算参加者の間の清算委託取引、並びに当該受託清算参加者及び当社の間の清算委託取引に係る清算約定(委託分)とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。
- 2 前項の場合において、承継等委託者は、引継 清算約定の引継ぎについて、あらかじめ同項の 受託清算参加者の同意を得るものとする。
- 3 当社は、承継等委託者が前項に規定する同意 を得られる見込みがないと判断した場合には、 第1項の規定にかかわらず、引継清算約定の解 消その他の必要と認める整理を、合併等参加者 及び承継等委託者をして行わせることができ る。
- 4 本条に基づく引継清算約定の引継ぎに要す る費用は、合併等参加者又は承継等委託者の負 担とする。

(合併、会社分割又は事業譲渡による清算委託者から清算参加者に対する清算委託取引の引継ぎ) 第40条の3 清算参加者に合併され、分割により事業を承継させ、又は事業を譲渡する清算委託者(以下本条において「合併等委託者」という。)は、当社の承認を受けて、当該清算参加者(以下本条において「承継等参加者」という。)に、当該合併、事業の承継又は譲渡に係る未決 同項の他の清算参加者の負担とする。

(新設)

済の清算委託取引(以下本条において「引継清算委託取引」という。)を引き継がせることができる。この場合において、引継清算委託取引は、承継等参加者と当社の間の清算約定(自己分)とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。

- 2 前項の規定により引継清算委託取引の引継 ぎが行われた場合には、合併等委託者の受託清 算参加者及び当社の間の引継清算委託取引に 係る清算約定(委託分)は当然に終了するもの とする。
- 3 第1項の場合において、合併等委託者は、引 継清算委託取引の引継ぎについて、あらかじめ 前項の受託清算参加者の同意を得るものとす る。
- 4 当社は、合併等委託者が前項に規定する同意 を得られる見込みがないと判断した場合には、 第1項及び第2項の規定にかかわらず、引継清 算委託取引の解消その他の必要と認める整理 を、合併等委託者及び承継等参加者をして行わ せることができる。
- 5 本条に基づく引継清算委託取引の引継ぎに 要する費用は、合併等委託者又は承継等参加者 の負担とする。

(合併、会社分割又は事業譲渡による清算委託者から清算委託者に対する清算委託取引の引継ぎ) 第40条の4 他の清算委託者に合併され、分割により事業を承継させ、又は事業を譲渡する清

により事業を承継させ、又は事業を譲渡する清算委託者(以下本条において「合併等委託者」という。)は、当社の承認を受けて、当該他の清算委託者(以下本条において「承継等委託者」という。)に、当該合併、事業の承継又は譲渡に係る未決済の清算委託取引(以下本条において「引継清算委託取引」という。)を引き継がせることができる。この場合において、引継清算委託取引は、承継等委託者及び当該承継等委託者の受託清算参加者の間の清算委託取引、並びに当該受託清算参加者及び当社の間の当該

清算委託取引に係る清算約定(委託分)とみな して、本業務方法書等の規定を適用する。

- 2 前項の規定により引継清算委託取引の引継 ぎが行われた場合には、合併等委託者の受託清 算参加者及び当社の間の引継清算委託取引に 係る清算約定(委託分)は当然に終了するもの とする。
- 3 第1項の場合において、合併等委託者及び承継等委託者は、引継清算委託取引の引継ぎについて、あらかじめそれぞれの受託清算参加者の同意を得るものとする。
- 4 当社は、合併等委託者又は承継等委託者が前項に規定する同意を得られる見込みがないと判断した場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、引継清算委託取引の解消その他の必要と認める整理を、合併等委託者及び承継等委託者をして行わせることができる。
- 5 本条に基づく引継清算委託取引の引継ぎに 要する費用は、合併等委託者又は承継等委託者 の負担とする。

(清算約定(自己分)の承継の成立)

第53条の4 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

(削る)

(清算委託者の清算委託取引の移管の申込み) 第58条の4 <u>清算委託者(</u>清算受託契約に規定 する期限の利益喪失事由が発生していない者 であって、受託清算参加者に対して当該清算委 (清算約定(自己分)の承継の成立)第53条の4 (略)2~5 (略)

6 前条及び本条の承継清算参加者と第58条 の6及び第58条の7の受託清算参加者が同 一である場合において、当該承継清算参加者 は、前条及び本条に規定する清算約定(自己分) の承継と、第58条の6及び第58条の7に規 定する受託清算参加者から清算委託者への清 算約定(自己分)の移管を同日に行うことがで きる。この場合において、第1項に規定する債 務負担時所要証拠金の額その他必要な事項は 当社がその都度定める。

(清算委託者の清算委託取引の移管の申込み) 第58条の4 <u>清算委託者(受託清算参加者と同</u> 一の企業集団に含まれる者であり、清算受託契 約に規定する期限の利益喪失事由が発生して 託者のために設定された委託取引口座に記録されている外貨建清算約定に係る変動証拠金等の預託又は支払いが完了している者に限る。以下本条及び次条において「移管元清算委託者」という。)は、受託清算参加者との間で成立している清算委託取引の全部又は一部について、本条及び次条に規定するところにより、清算参加者(以下「移管先清算参加者」という。)又は他の清算委託者(以下本条及び次条において「移管先清算委託者」という。)に移管することができる。

- 2 移管元清算委託者は、前項の規定により清算 委託取引を移管する場合には、あらかじめ、当 該移管元清算委託者の受託清算参加者(当該受 託清算参加者以外の移管先清算参加者に対し て移管する場合(以下「受託外参加者承継の場 合」という。)には当該移管先清算参加者を、 移管先清算委託者に対して移管する場合には 当該移管先清算委託者及びその受託清算参加 者を含む。以下本条において同じ。)に対して 当該移管の申込みをし、当該移管元清算委託者 の受託清算参加者の承諾を得るものとする。
- 3 <u>移管元清算委託者の受託清算参加者</u>は、前項 に規定する清算委託取引の移管の承諾をし、か つ<u>移管元清算委託者</u>から当該移管に係る申込 書の交付を受けた場合には、移管を希望する日 の午後1時までに、当社に対して、当該申込書 (移管元清算委託者及び<u>当該移管元清算委託</u> 者の受託清算参加者が移管に合意することが 記載されていることを要する。)を提出しなけ ればならない。

(清算委託者の清算委託取引の移管の成立)

第58条の5 当社は、<u>前条第3項</u>の規定により 行われた移管の申込みを受領した場合には、当 該移管を希望する日の午後4時において、清算 いない者であって、受託清算参加者に対して当該清算委託者のために設定された委託取引口座に記録されている外貨建清算約定に係る変動証拠金等の預託又は支払いが完了している者に限る。以下本条及び次条において「移管元清算委託者」という。)は、受託清算参加者との間で成立している清算委託取引の全部又は一部について、本条及び次条に規定するところにより、受託清算参加者を同一とする他の清算委託者(受託清算参加者を同一とする他の清算委託者(受託清算参加者と同一の企業集団に含まれる者であり、移管元清算委託者」という。)又は当該受託清算参加者に移管させることができる。

- 2 清算委託者は、前項の規定により当社に対し て清算委託取引の移管の申込みをする場合に は、あらかじめ、受託清算参加者(他の清算委 託者に対して移管する場合には当該他の清算 委託者を含む。以下本項及び次項において同 じ。)に対して当該移管の申込みをし、当該受 託清算参加者の承諾を得るものとする。
- 3 受託清算参加者は、前項に規定する清算委託 取引の移管の承諾をし、かつ清算委託者から当 該移管に係る申込書の交付を受けた場合には、 移管を希望する日の午後1時までに、当社に対 して、当該申込書(移管元清算委託者及び受託 清算参加者が移管に合意することが記載され ていることを要する。)を提出しなければなら ない。

(清算委託取引の移管の成立)

第58条の5 当社は、<u>前条</u>の規定により行われた移管の申込みを受領した場合には、当該移管を希望する日の午後4時において、清算委託取

委託取引の移管が行われたと仮定して債務負担 時所要証拠金を算出することとし、当該時点ま でに、移管元清算委託者の受託清算参加者(受 託外参加者承継の場合には移管先清算参加者 を、移管先清算委託者に対して移管する場合に は当該移管先清算委託者の受託清算参加者を含 む。以下本項において同じ。) が当社に対して 当該債務負担時所要証拠金の額(第3項の規定 により移管先清算委託者が当該移管先清算委託 者の受託清算参加者を代理人として当社に預託 されたものとみなされる当初証拠金又は移管先 清算参加者が当社に預託したものとみなされる 当初証拠金を控除した額とする。)を預託又は 交付していることを確認し、移管後の当該移管 元清算委託者の受託清算参加者のポジション保 有状況に問題がないと認められるときは、当社 は当該移管の申込みを承諾することとする。

- 2 清算委託取引の移管は、前項<u>の</u>規定により移 管の申込みを当社が承諾した時点で成立するも のとする。
- 3 前項の規定により清算委託取引の移管が成立した場合には、第76条の規定により移管元清算委託者が返還請求権を有する当初証拠金(清算委託取引の全部について移管された場合で、第72条の規定により預託されたもの(移管元清算委託者が当該移管元清算委託者の受託清算参加者を代理人として助り扱う旨の申請が行われたものを除く。)に限る。)は、移管先清算委託者の受託清算参加者を代理人として当社に預託した当初証拠金(清算委託和引を移管先清算参加者に移管した場合には、当該移管先清算参加者が当社に預託した当初証拠金)とみなす。
- 4 移管先清算参加者に対し清算委託取引を移 管する場合において、第2項の規定により移管 が成立したときは、移管の対象となった移管元 清算委託者及び<u>当該移管元清算委託者の受託清</u> 算参加者の間の清算委託取引(受託外参加者承

引の移管が行われたと仮定して債務負担時所要証拠金を算出することとし、当該時点までに、当該受託清算参加者が当社に対して当該債務負担時所要証拠金の額(第3項の規定により移管先清算委託者が受託清算参加者を代理人として当社に預託されたものとみなされる当初証拠金又は受託清算参加者が当社に預託したものとみなされる当初証拠金を控除した額とする。)を預託又は交付していることを確認したときは、当社は当該移管の申込みを承諾することとする。

- 2 清算委託取引の移管は、前項<u>に</u>規定により移 管の申込みを当社が承諾した時点で成立する ものとする。
- 3 前項の規定により清算委託取引の移管が成立した場合には、第76条の規定により移管元清算委託者が返還請求権を有する当初証拠金(清算委託取引の全部について移管された場合で、第72条の規定により預託されたもの(移管元清算委託者が受託清算参加者を代理人として当社に預託している当初証拠金として取り扱う旨の申請が行われたものを除く。)に限る。)は、移管先清算委託者が受託清算参加者を代理人として当社に預託した当初証拠金(清算委託取引を受託清算参加者に移管した場合には、当該受託清算参加者が当社に預託した当初証拠金)とみなす。
- 4 移管の対象となった移管元清算委託者及び 受託清算参加者間の清算委託取引並びに当該 清算委託取引に基づく債権債務は、当社が定め るものを除き、第2項に規定する移管が行われ た時点において将来に向かって消滅するもの

継の場合には当該清算委託取引に係る清算約定 (委託分)を含む。以下本項において同じ。) は当然に終了するとともに、当該清算委託取引 に基づく債権債務は、当社が定めるものを除き、 将来に向かって消滅するものとする。受託外参 加者承継の場合には、これと同時に、当該移管 先清算参加者及び当社の間において本項の規定 により終了する清算約定(委託分)に係る権利 義務と当社が定める条件が同一となる権利義務 が新たに発生するものとする。

- 5 受託外参加者承継の場合には、当社は、当社 が定めるところにより、承継時支払金額及び期 限前終了手数料を算出することとし、前項の規 定による清算約定(委託分)の終了及び権利義 務の発生に伴い、当社、移管元清算委託者の受 託清算参加者及び移管先清算参加者は、当社が 定めるところにより、承継時支払金額、期限前 終了手数料及び変動証拠金の授受を行う。
- 6 移管先清算委託者に対して清算委託取引を 移管する場合において、第2項の規定により移 管が成立したときは、移管の対象となった移管 元清算委託者及び当該移管元清算委託者の受託 清算参加者の間の清算委託取引(当該受託清算 参加者以外の清算参加者を受託清算参加者とす る移管先清算委託者に対し移管する場合(以下 「受託外委託者承継(委託分)の場合」という。) には、当該清算委託取引に係る清算約定(委託 分)を含む。以下本項において同じ。) は当然 に終了するとともに、当該清算委託取引に基づ く債権債務は、当社が定めるものを除き、将来 に向かって消滅するものとする。これと同時に、 移管先清算委託者及び当該移管先清算委託者の 受託清算参加者の間において当該清算委託取引 と同一内容の法律関係(受託外委託者承継(委 託分) の場合には、当該移管先清算委託者の受 託清算参加者及び当社の間において本項の規定 により終了する清算約定 (委託分) に係る権利 義務と当社が定める条件が同一となる権利義務 <u>を含む。)が新たに成立するものとする。</u>

とする。この場合において、移管先清算委託者 へ移管するときは、移管の対象となった移管元 清算委託者及び受託清算参加者間の清算委託 取引並びに当該清算委託取引に基づく債権債 務は、当社が定めるものを除き、第2項に規定 する移管が行われた時点において将来に向か って消滅すると同時に、移管先清算委託者及び 受託清算参加者間において、当該清算委託取引 と同一内容の法律関係が発生するものとする。

(新設)

- 7 受託外委託者承継(委託分)の場合には、当 社は、当社が定めるところにより、承継時支払 金額及び期限前終了手数料を算出することと し、前項の規定による清算約定(委託分)の終 了及び法律関係の成立に伴い、当社、移管元清 算委託者の受託清算参加者及び移管先清算委託 者の受託清算参加者は、当社が定めるところに より、承継時支払金額、期限前終了手数料及び 変動証拠金の授受を行う。
- 8 清算委託取引の移管に伴う移管元清算委託 者及び当該移管元清算委託者の受託清算参加者 (受託外参加者承継の場合には移管先清算参加 者を、移管先清算委託者に対して移管する場合 には当該移管先清算委託者及びその受託清算参 加者を含む。) の間の債権債務の清算は、これ らの者の間において、その合意に従って行う。
- 9 移管先清算参加者に対して清算委託取引を 移管する場合において、第4項前段の規定により終了する清算委託取引に係る清算約定(委託 分)(受託外参加者承継の場合には、第4項後 段の規定により発生する権利義務)は、当該移 管先清算参加者の清算約定(担保型)の清算約 定(自己分)とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。

10 移管先清算委託者に対して清算委託取引 を移管する場合において、第6項後段の規定に より移管先清算委託者及び当該移管先清算委託 者の受託清算参加者の間において成立する法律 関係は、当該移管先清算委託者の受託清算参加 者に対する有価証券等清算取次ぎの委託により 成立した清算委託取引(担保型)とみなし、同 項前段の規定により終了する清算委託取引に係 る清算約定(委託分)(受託外委託者承継(委 (新設)

- 5 清算委託取引の移管に伴う移管元清算委託 者、移管先清算委託者及び受託清算参加者の間 の債権債務の清算は、これらの者の間におい て、その合意に従って行う。
- 6 第4項前段の規定により消滅する清算委託 取引に係る清算約定(委託分)は、受託清算参加者の清算約定(担保型)の清算約定(自己分) とみなすとともに、本業務方法書等の規定を適 用する。同項後段の規定により発生する移管先 清算委託者及び受託清算参加者間の清算委託 取引は、移管先清算委託者の受託清算参加者に 対する有価証券等清算取次ぎの委託により成立した清算委託取引(担保型)とみなすととも に、同項後段の規定により消滅する清算委託取 引に係る清算約定(委託分)は、移管先清算委 託者の計算により成立する清算約定(担保型) の清算約定(委託分)とみなして、本業務方法 書等の規定を適用する。

託分)の場合には、同項後段の規定により移管 先清算委託者の受託清算参加者及び当社の間に おいて発生する権利義務)は、移管先清算委託 者の計算により成立する清算約定(担保型)の 清算約定(委託分)とみなして、本業務方法書 等の規定を適用する。

(<u>清算参加者</u>の清算約定(自己分)の移管の申込み)

第58条の6 清算参加者(以下本条及び次条に おいて「移管元清算参加者」という。) は、当 社との間で成立している清算約定(自己分)の 全部又は一部について、本条及び次条に規定す るところにより、清算委託者(以下本条及び次 条において「移管先清算委託者」という。) に 移管することができる。

- 2 移管元清算参加者は、前項の規定により清算 約定(自己分)を移管する場合には、あらかじ め、移管先清算委託者(当該移管元清算参加者 以外の清算参加者を受託清算参加者とする移管 先清算委託者に移管する場合(以下「受託外委 託者承継(自己分)の場合」という。)には当 該清算参加者を含む。以下本条において同じ。) に対して当該移管の申込みをし、当該移管先清 算委託者の承諾を得るものとする。
- 3 <u>移管元清算参加者</u>は、前項に規定する清算約 定(自己分)の移管について移管先清算委託者 の承諾を得た場合には、移管を希望する日の午 後1時までに、当社に対して、当該申込書(<u>移</u> 管元清算参加者及び移管先清算委託者が移管に 合意することが記載されていることを要する。) を提出しなければならない。

(清算参加者の清算約定(自己分)の移管の成立)

第58条の7 当社は、<u>前条第3項</u>の規定により 行われた移管の申込みを受領した場合には、当 該移管を希望する日の午後4時において、<u>移管</u> 元清算参加者が移管先清算委託者への移管を (<u>受託清算参加者</u>の清算約定(自己分)の移管の 申込み)

第58条の6 受託清算参加者は、当社との間で成立している清算約定(自己分)の全部又は一部について、本条及び次条に規定するところにより、移管先清算委託者に移管させることができる。

2 受託清算参加者は、前項の規定により当社に 対して清算約定(自己分)の移管の申込みをす る場合には、あらかじめ、移管先清算委託者に 対して当該移管の申込みをし、当該移管先清算 委託者の承諾を得るものとする。

3 受託清算参加者は、前項に規定する清算約定(自己分)の移管について移管先清算委託者の承諾を得た場合には、移管を希望する日の午後1時までに、当社に対して、当該申込書(受託清算参加者及び移管先清算委託者が移管に合意することが記載されていることを要する。)を提出しなければならない。

(<u>受託清算参加者</u>の清算約定(自己分)の移管の 成立)

第58条の7 当社は、<u>前条</u>の規定により行われた移管の申込みを受領した場合には、当該移管を希望する日の午後4時において、<u>受託清算参加者</u>が移管先清算委託者への移管を希望する

希望する<u>清算約定(自己分)</u>の移管が行われた と仮定して債務負担時所要証拠金を算出する こととし、当該時点までに、<u>移管元清算参加者</u> (受託外委託者承継(自己分)の場合には移管 先清算委託者の受託清算参加者を含む。以下本 項において同じ。)が当社に対して当該債務負 担時所要証拠金の額(第3項の規定により移管 先清算委託者が<u>当該移管先清算委託者の受託</u> 清算参加者を代理人として当社に預託された ものとみなされる当初証拠金を控除した額と する。)を預託又は交付していることを確認し、 移管後の<u>当該移管元清算参加者</u>のポジション 保有状況に問題がないと認められるときは、当 社は当該移管の申込みを承諾することとする。

2 (略)

- 3 前項の規定により清算約定(自己分)の移管が成立した場合には、第76条の規定により移管元清算参加者が返還請求権を有する清算約定(自己分)に係る当初証拠金(清算約定(自己分)の全部について移管された場合であって、移管元清算参加者が当社に預託している当初証拠金として取り扱う旨の申請が行われたものを除く。)は、移管先清算委託者が当該移管先清算委託者の受託清算参加者を代理人として当社に預託した当初証拠金とみなす。
- 4 第2項の規定により<u>清算約定(自己分)</u>の移管が成立した場合には、移管先清算委託者及び当該移管先清算委託者の受託清算参加者の間において当該清算約定(自己分)(当社が定める債権債務を除く。)と同一の経済的効果を有する法律関係<u>が新たに成立</u>するものとする。この場合において、受託外委託者承継(自己分)の場合には、当該清算約定(自己分)は当然に終了するとともに、当該清算約定(自己分)に基づく債権債務は、当社が定めるものを除き、将来に向かって消滅するものとし、これと同時に、当該移管先清算委託者の受託清算参加者及び当社の間において当該清算約定(自己分)に係る権利義務と当社が定める条件が同一とな

清算約定(自己分)(以下「移管申込清算約定」 という。)の移管が行われたと仮定して債務負 担時所要証拠金を算出することとし、当該時点 までに、受託清算参加者が当社に対して当該債 務負担時所要証拠金の額(第3項の規定により 移管先清算委託者が受託清算参加者を代理人 として当社に預託されたものとみなされる当 初証拠金を控除した額とする。)を預託又は交 付していることを確認し、移管後の当該受託清 算参加者のポジション保有状況に問題がない と認められるときは、当社は当該移管の申込み を承諾することとする。

2 (略)

- 3 前項の規定により<u>移管申込清算約定</u>の移管 が成立した場合には、第76条の規定により受 <u>託清算参加者</u>が返還請求権を有する清算約定 (自己分)に係る当初証拠金(清算約定(自己 分)の全部について移管された場合であって、 受託清算参加者が当社に預託している当初証 拠金として取り扱う旨の申請が行われたもの を除く。)は、移管先清算委託者が<u>受託清算参</u> 加者を代理人として当社に預託した当初証拠 金とみなす。
- 4 第2項の規定により<u>移管申込清算約定</u>の移管が成立した場合には、<u>当該移管が成立した時点において、移管先清算委託者及び受託清算参加者間で、当該移管申込清算約定</u>(当社が定める債権債務を除く。)と同一の経済的効果を有する法律関係が<u>発生</u>するものとする。

る権利義務が新たに発生するものとする。

- 5 清算約定(自己分)の移管に伴う<u>移管元清算</u>参加者及び移管先清算委託者(受託外委託者承継(自己分)の場合には当該移管先清算委託者の受託清算参加者を含む。)の間の債権債務の清算は、これらの者の間において、その合意に従って行う。
- 6 受託外委託者承継(自己分)の場合には、当 社は、当社が定めるところにより、承継時支払 金額及び期限前終了手数料を算出することと し、第4項の規定による清算約定(自己分)の 終了及び権利義務の発生に伴い、当社、移管元 清算参加者及び移管先清算委託者の受託清算 参加者は、当社が定めるところにより、承継時 支払金額、期限前終了手数料及び変動証拠金の 授受を行う。
- 7 第4項前段の規定により成立する法律関係 は、当該移管先清算委託者の受託清算参加者に 対する有価証券等清算取次ぎの委託により成 立した清算委託取引(担保型)とみなし、第1 項の移管の申込みに係る清算約定(自己分)(受 託外委託者承継(自己分)の場合には、第4項 後段の規定により発生する権利義務)は、当該 清算委託取引に係る清算約定(担保型)の清算 約定(委託分)とみなして、本業務方法書等の 規定を適用する。

(削る)

5 移管申込清算約定の移管に伴う受託清算参加者及び移管先清算委託者の間の債権債務の清算は、これらの者の間において、その合意に従って行う。

- 6 第4項の規定により発生する移管先清算委託者及び受託清算参加者間の法律関係は、移管先清算委託者の受託清算参加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託により成立した清算委託取引(担保型)とみなすとともに、受託清算参加者及び当社の間の移管申込清算約定を当該清算委託取引の取次ぎに基づき成立した受託清算参加者及び当社の間の清算約定(担保型)の清算約定(委託分)とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。
- 7 前条及び本条の受託清算参加者と第53条 の3及び第53条の4の承継清算参加者が同一である場合において、受託清算参加者は、前条及び本条に規定する清算約定(自己分)の移管と、第53条の3及び第53条の4に規定する清算参加者から他の清算参加者への清算約定(自己分)の承継を同日に行うことができる。この場合において、第1項に規定する債務負担時所要証拠金の額その他必要な事項は当社がその都度定める。

	この改正規定は、平成30年4月6日から施行
-	ける。

新

旧

(保証に関する書面)

第3条 業務方法書第2条第1項第4号及び第 8条<u>第5項</u>に規定する当社が定める様式は、別 紙様式第1号の様式とする。

(報告事項)

第20条 業務方法書第20条に規定する当社 が定める場合は、清算参加者について次に掲げ る事項が生じた場合とし、当該清算参加者は、 当社所定の報告書に当社が必要と認める書類 を添付して当該事項を当社に報告するものと する。

 $(1) \sim (28)$ (略)

(28)の2 清算委託者が商号又は名称の変更 (英文の商号又は名称の変更を含む。)を行う ことを知ったとき。

 $(29) \sim (36)$ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(清算約定(自己分)の<u>承継等時</u>に授受する金銭等に関する事項)

第30条の5(略)

2 (略)

3 前2項の規定は、当社が、業務方法書第58条の5第5項及び第7項の規定により期限前終了手数料及び承継時支払金額を算出する場合に準用する。この場合において、第1項柱書中「第53条の4第1項」とあるのは「第58条の5第5項及び第7項」と、同項第2号中「承継清算参加者は」とあるのは「移管先清算参加者(受託外委託者承継(委託分)の場合には当該移管先清算委託者の受託清算参加者。以下本条において同じ。)は」と、「承継申込清算約定(業務方法書第53条の4第1項に規定する承継申込清算約定をいう。以下同じ。)」とあるのは「業務方法書第58条の5第4項前段の

(保証に関する書面)

第3条 業務方法書第2条第1項第4号及び第 8条<u>第4項</u>に規定する当社が定める様式は、別 紙様式第1号の様式とする。

(報告事項)

第20条 業務方法書第20条に規定する当社 が定める場合は、清算参加者について次に掲げ る事項が生じた場合とし、当該清算参加者は、 当社所定の報告書に当社が必要と認める書類 を添付して当該事項を当社に報告するものと する。

 $(1) \sim (28)$ (略)

(新設)

 $(29) \sim (36)$ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(清算約定(自己分)の<u>承継等</u>に授受する金銭等に関する事項)

第30条の5(略)

2 (略)

規定により終了する清算約定(委託分)(受託 外委託者承継(委託分)の場合には同条第6項 前段の規定により終了する清算約定(委託分)。 以下本条において同じ。)」と、「申込清算参 加者(業務方法書第53条の3第1項に規定す る申込清算参加者をいう。以下同じ。)」とあ るのは「移管元清算委託者の受託清算参加者」 と、「当該承継申込清算約定」とあるのは「業 務方法書第58条の5第4項前段の規定によ り終了する清算約定(委託分)」と、「申込清 算参加者が」とあるのは「移管元清算委託者の 受託清算参加者が」と、「承継清算参加者に」 とあるのは「移管先清算参加者に」と、「承継 清算参加者から」とあるのは「移管先清算参加 者から」と、第2項中「承継清算参加者」とあ るのは「移管元清算委託者の受託清算参加者」 と、「申込清算参加者」とあるのは「移管先清 算参加者(受託外委託者承継(委託分)の場合 には当該移管先清算委託者の受託清算参加 者)」と、「業務方法書第53条の4第4項第 3号」とあるのは「業務方法書第58条の5第 5項及び第7項」と、「承継申込清算約定」と あるのは「同条第4項前段の規定により終了す る清算約定(委託分)」と読み替えるものとす る。

4 第1項及び第2項の規定は、当社が、業務方法書第58条の7第6項の規定により期限前終了手数料及び承継時支払金額を算出する場合に準用する。この場合において、第1項柱書中「第53条の4第1項」とあるのは「第58条の7第6項」と、同項第2号中「承継清算参加者は」とあるのは「移管先清算委託者の受託清算参加者は」と、「承継申込清算約定(業務方法書第53条の4第1項に規定する承継申込清算約定をいう。以下同じ。)」とあるのは「業務方法書第58条の7第4項後段の規定により終了する清算約定(自己分)」と、「申込清算参加者(業務方法書第53条の3第1項に規定する申込清算参加者をいう。以下同

じ。)」とあるのは「移管元清算参加者」と、「当該承継申込清算約定」とあるのは「当該清算約定(自己分)」と、「申込清算参加者が」とあるのは「移管元清算参加者が」と、「承継清算参加者に」とあるのは「移管先清算委託者の受託清算参加者に」と、「承継清算参加者から」とあるのは「移管先清算委託者の受託清算参加者から」と、第2項中「承継清算参加者」とあるのは「移管先清算委託者の受託清算参加者」とあるのは「移管先清算委託者の受託清算参加者」とあるのは「移管先清算委託者の受託清算参加者」と、「申込清算参加者」とあるのは「移管元清算参加者」と、「業務方法書第53条の4第4項第3号」とあるのは「業務方法書第58条の7第6項」と、「承継申込清算約定」とあるのは「同条第4項後段の規定により終了する清算約定(自己分)」と読み替えるものとする。

(承継又は移管が行われた場合の債権債務に関する事項)

第35条の4の2 業務方法書第53条の4第 3項、同第58条の3第3項、同第58条の5 <u>第4項及び第6項並びに</u>同第58条の7第4 項に規定する当社が定める債権債務は、次の各 号に掲げる区分に応じて、同第53条の4第1 項、同第58条の3第1項、同第58条の5第 1項及び同第58条の7第1項に規定する債 務負担時所要証拠金の額が当社に対して預託 又は交付されていることを確認するときに既 に発生している当該各号に定める債権債務と する。

(1) • (2) (略)

(清算委託取引又は清算約定(自己分)の移管に より新たに発生する権利義務に関する事項)

第35条の4の3 業務方法書第58条の5第 4項及び第6項並びに第58条の7第4項に 規定する当社が定める条件は、当社が通知又は 公示により定める。 (承継又は移管が行われた場合の債権債務に関する事項)

第35条の4の2 業務方法書第53条の4第3項、同第58条の3第3項、同第58条の5第4項及び同第58条の7第4項に規定する当社が定める債権債務は、次の各号に掲げる区分に応じて、同第53条の4第1項、同第58条の3第1項、同第58条の5第1項及び同第58条の7第1項に規定する債務負担時所要証拠金の額が当社に対して預託又は交付されていることを確認するときに既に発生している当該各号に定める債権債務とする。

(1) • (2) (略)

(日本円による資金決済の方法)

- 第43条 業務方法書第85条第1項に規定する当社が定める金銭の授受は、次に掲げる金銭の授受とする。
- $(1) \sim (11)$ (略)
- (12)業務方法書第<u>53条の4第1項、第58</u> 条の3第1項、第58条の5第5項及び第7項 並びに第58条の7第6項に規定する期限前 終了手数料及び承継時支払金額(円貨建清算約 定に係るものに限る。)

 $2 \sim 4$ (略)

(外貨による資金決済)

- 第43条の2 業務方法書第85条の4第1項 に規定する金銭の授受は、外貨建清算約定の通 貨に応じて、当社が通知により指定する銀行 (以下本条及び次条において「指定銀行」とい う。)において、次の各号に掲げる方法に区分 して、当該各号に定めるものについて行うもの とする。
- (1) 日本国内において、指定銀行に開設された当社名義の口座を通じて授受する方法 次のaからhまでに掲げる金銭

 $a \sim g$ (略)

h 業務方法書第53条の4第1項、第58 条の3第1項、第58条の5第5項及び第 7項並びに第58条の7第6項に規定する 期限前終了手数料及び承継時支払金額(円 貨建清算約定に係るものを除く。)

(2) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

付 則

この改正規定は、平成30年4月6日から施行する。

様式第3号 清算受託契約の様式 金利スワップ清算受託契約書 (日本円による資金決済の方法)

- 第43条 業務方法書第85条第1項に規定する当社が定める金銭の授受は、次に掲げる金銭の授受とする。
 - $(1) \sim (11)$ (略)
 - (12)業務方法書第<u>53条の4第1項及び第5</u> <u>8条の3第1項に</u>規定する期限前終了手数料 及び承継時支払金額(円貨建清算約定に係るも のに限る。)

 $2 \sim 4$ (略)

(外貨による資金決済)

- 第43条の2 業務方法書第85条の4第1項 に規定する金銭の授受は、外貨建清算約定の通 貨に応じて、当社が通知により指定する銀行 (以下本条及び次条において「指定銀行」とい う。)において、次の各号に掲げる方法に区分 して、当該各号に定めるものについて行うもの とする。
 - (1) 日本国内において、指定銀行に開設された当社名義の口座を通じて授受する方法 次のaからgまでに掲げる金銭

a~g (略)

(新設)

(2) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

様式第3号 清算受託契約の様式 金利スワップ清算受託契約書 (清算委託取引又は清算約定の移管に係る適用 規定の変更)

- 第56条 乙が本清算委託取引を甲、甲以外の清算参加者又は他の清算委託者に移管する場合、第28条の5の規定は、次のとおり改めて適用する。
 - (甲、甲以外の清算参加者又は他の清算委託者 への本清算委託取引の移管)
 - 第28条の5 乙は、業務方法書等の定めに従 い、本清算委託取引を甲、甲以外の清算参加 者又は他の清算委託者(以下本条において 「移管先清算委託者」という。)に移管(本 清算委託取引及び当該本清算委託取引に基 づく債権債務(業務方法書等の定めるところ により債務負担時所要証拠金の額がクリア <u>リング機構に対して預託又は交付されてい</u> ることを確認するときに既に発生している 当該本清算委託取引(外貨建委託清算約定に 関するものに限る。) に基づく預託又は支払 いが完了していない決済金額に関する債権 債務を除く。以下本項において同じ。) を業 務方法書等の定めるところにより将来に向 かって消滅させること、又は本清算委託取引 及び当該本清算委託取引に基づく債権債務 を業務方法書等の定めるところにより将来 に向かって消滅させると同時に、移管先清算 委託者及び移管先清算委託者の受託清算参 加者の間に当該本清算委託取引と同一内容 の新たな法律関係を成立させることをいう。 以下本条において同じ。) することができる。
 - 2 乙は、本清算委託取引を移管しようとする 場合には、あらかじめ甲(甲以外の清算参加 者に対して移管する場合には当該清算参加 者を、移管先清算委託者に移管する場合には 当該移管先清算委託者及びその受託清算参 加者を含む。以下本項において同じ。)との 間で、当該移管に伴う甲及び乙の間の債権債 務の清算その他必要事項に関し、合意してお かなければならない。

- 2 乙が他の清算委託者から清算委託取引の移 管を受ける場合、第28条の6の規定は、次の とおり改めて適用する。
 - (他の清算委託者からの清算委託取引の移管) 第28条の6 乙は、業務方法書等の定めに従 い、他の清算委託者(以下本条において「移 管元清算委託者」という。) から移管元清算 委託者とその受託清算参加者との間の法律 関係(清算委託取引と同様の法律関係に限 る。以下「移管対象清算委託取引」という。) の移管(移管対象清算委託取引(業務方法書 等の定めるところにより債務負担時所要証 拠金の額がクリアリング機構に対して預託 又は交付されていることを確認するときに 既に発生している当該移管元清算委託者の 計算により成立している当該移管元清算委 託者の受託清算参加者を当事者とする清算 約定(委託分)(外貨建清算約定に限る。) に基づく預託又は支払いが完了していない 決済金額に関する債権債務を除く。) を業務 方法書等の定めるところにより将来に向か って消滅させると同時に、乙及び甲の間に当 該法律関係と同一内容の新たな法律関係を 成立させることをいう。以下本条において同 じ。)を受けることができる。
 - 2 乙は、移管元清算委託者から移管対象清算 委託取引の移管を受けようとする場合には、 あらかじめ甲及び移管元清算委託者(甲以外 の清算参加者を受託清算参加者とする移管 元清算委託者から移管を受ける場合には当 該清算参加者を含む。以下本項において同 じ。)との間で、当該移管に伴う乙、甲及び 移管元清算委託者の間の債権債務の清算そ の他必要事項に関し、合意しておかなければ ならない。
- 3 乙が甲以外の清算参加者から清算約定(当該 清算参加者の計算により成立している清算約 定に限る。)の移管を受ける場合、第28条の

6の2の次に以下の一条を加えて次に掲げる 各規定を適用する。

(他の清算参加者からの清算約定の移管)

- 第28条の6の3 乙は、業務方法書の定めに 従い、甲以外の清算参加者(以下本条におい て「移管元清算参加者」という。) から移管 元清算参加者とクリアリング機構との間の 清算約定(移管元清算参加者の計算により成 立している清算約定に限る。) の移管(移管 元清算参加者の計算により成立している清 算約定(業務方法書等の定めるところにより 債務負担時所要証拠金の額がクリアリング 機構に対して預託又は交付されていること を確認するときに既に発生している当該清 算約定(外貨建清算約定に関するものに限 る。) に基づく預託又は支払いが完了してい ない決済金額に関する債権債務を除く。)と 同一の経済効果を有する新たな法律関係を 甲及び乙の間に成立させ、当該清算約定を乙 の有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成 立した甲とクリアリング機構の間の委託清 算約定とみなすことをいう。以下本条におい て同じ。)を受けることができる。
- 2 乙は、移管元清算参加者から清算約定の移管を受けようとする場合には、あらかじめ甲及び移管元清算参加者との間で、当該移管に伴う乙、甲及び移管元清算参加者の間の債権債務の清算その他必要な事項に関し、合意しておかなければならない。

(注7) 甲及び乙は、乙による本清算委託取引の 甲又は甲に対して有価証券等清算取次ぎの委 託を行っている他の清算委託者への移管(乙及 び当該他の清算委託者が甲と同一の企業集団 に含まれる場合に限る。)、甲に対して有価証 券等清算取次ぎの委託を行っている他の清算 委託者による清算委託取引の乙への移管(乙及 び当該他の清算委託者が甲と同一の企業集団 に含まれる場合に限る。)及び甲による清算約

定(甲の計算により行うものに限る。)の乙へ の移管以外の移管を行わない場合には、本契約 から第56条を削除することができる。 新

旧

(定義)

第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)及びISDAクレジットデリバティブ定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

- (1) の2 「移管」とは、次に掲げるいずれかのことをいう。
- a 第58条の3第3項の規定により、移管 元清算委託者(第58条の2第1項に規定 する移管元清算委託者をいう。以下本号に おいて同じ。)及び<u>当該移管元清算委託者</u> の受託清算参加者の間の清算委託取引を 終了させこれに基づく債権債務を将来に 向かって消滅させること。
- b 第58条の3第<u>5</u>項の規定により、移管 元清算委託者及び<u>当該移管元清算委託者</u> <u>の受託清算参加者</u>の間の清算委託取引を 終了させこれに基づく債権債務を将来に 向かって消滅させると同時に、移管先清算 委託者(第58条の2第1項に規定する移 管先清算委託者をいう。)及び当該<u>移管先</u> 清算委託者の受託清算参加者の間に当該 清算委託取引と同一内容の<u>法律関係を新</u> たに成立させること。
- c 第58条の5第3項の規定により、<u>移管</u> 先清算委託者(第58条の4第1項に規定 する移管先清算委託者をいう。)及び当該 移管先清算委託者の受託清算参加者の間 に当社及び移管元清算参加者(同項に規定 する移管元清算参加者をいう。)の間の清 算約定(自己分)と同一の経済的効果を有 する法律関係を新たに成立させること。

(1) の3~ (68) (略)

(定義)

第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)及びISDAクレジットデリバティブ定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

- (1) の2 「移管」とは、次に掲げるいずれかのことをいう。
- a 第58条の3第3項の規定により、移管 元清算委託者(第58条の2第1項に規定 する移管元清算委託者をいう。以下本号に おいて同じ。)及び受託清算参加者の間の 清算委託取引を終了させこれに基づく債 権債務を将来に向かって消滅させること。
- b 第58条の3第4項の規定により、移管元清算委託者及び受託清算参加者の間の清算委託取引を終了させこれに基づく債権債務を将来に向かって消滅させると同時に、移管先清算委託者(第58条の2第1項に規定する移管先清算委託者をいう。以下本号において同じ。)及び当該受託清算参加者の間に当該清算委託取引と同一内容の新たな法律関係を成立させること。
- c 第58条の5第3項の規定により、<u>受託</u> <u>清算参加者及び移管先清算委託者</u>の間に 当社及び<u>受託清算参加者</u>の間の清算約定 (自己分)と同一の経済的効果を有する<u>新</u> たな法律関係を成立させること。

(1) の3~ (68) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(届出事項)

- 第19条 清算参加者は、次に掲げる行為をしようとする場合(当該清算参加者がその親会社等から親会社等保証を受けている場合には、当該清算参加者又は当該親会社等が次に掲げる行為をしようとする場合)には、当社が定めるところにより、あらかじめ(あらかじめ届け出ることが不可能又は法令遵守その他のやむを得ない事由により著しく困難である場合には、事後速やかに)その内容を当社に届け出なければならない。
- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 分割による事業 (CDS取引に関する事業 に限る。以下本条、<u>第24条、</u>第28条第<u>7項、</u> 第40条<u>、第40条の2、第40条の3及び第40条の4</u>において同じ。) の全部又は一部の 他の法人への承継
- $(5) \sim (10)$ (略)

(会社分割又は事業譲渡<u>による清算参加者から</u> 清算参加者に対する未決済約定の引継ぎ)

- 第40条 他の清算参加者に分割により事業を 承継させ、又は事業を譲渡する清算参加者(以 下本条において「分割等参加者」という。)は、 当該事業の承継又は譲渡と同時にCDS清算 資格を喪失しない場合は、当社の承認を受け て、当該他の清算参加者(以下本条において「承 継等参加者」という。)に、当該事業の承継又 は譲渡に係る未決済の清算約定(以下本条にお いて「引継清算約定」という。)を引き継がせ ることができる。
- 2 前項の規定により事業を譲渡する場合において、引継清算約定が清算約定(委託分)であるときは、分割等参加者は、引継清算約定の引継ぎについて、引継清算約定に関し当該分割等参加者に有価証券等清算取次ぎの委託を行った清算委託者の同意を得るものとする。

 $2 \sim 4$ (略)

(届出事項)

- 第19条 清算参加者は、次に掲げる行為をしようとする場合(当該清算参加者がその親会社等から親会社等保証を受けている場合には、当該清算参加者又は当該親会社等が次に掲げる行為をしようとする場合)には、当社が定めるところにより、あらかじめ(あらかじめ届け出ることが不可能又は法令遵守その他のやむを得ない事由により著しく困難である場合には、事後速やかに)その内容を当社に届け出なければならない。
- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 分割による事業 (CDS取引に関する事業 に限る。以下本条、第28条第<u>6</u>項及び第40 条において同じ。) の全部又は一部の他の法人 への承継
- $(5) \sim (10)$ (略)

(会社分割又は事業譲渡<u>の場合の</u>未決済約定の 引継ぎ)

- 第40条 清算参加者は、他の清算参加者に分割 により事業を承継させ、又は事業を譲渡する場 合であって、当該事業の承継又は譲渡と同時に、 CDS清算資格を喪失しないときは、当社の承 認を受けて、当該他の清算参加者に、当該事業 の承継又は譲渡に係る未決済の清算約定を引き 継がせることができる。
- 2 前項の場合(分割により事業を承継させる場合を除く。)において、引き継がせようとする未決済の清算約定が清算委託者の委託に基づくものであるときは、清算参加者は、当該清算約定の引継ぎについて当該清算委託者の同意を得るものとする。

3 <u>本条に基づく引継清算約定</u>の引継ぎに要す る費用は、<u>分割等参加者</u>又は<u>承継等参加者</u>の負 担とする。

(合併、会社分割又は事業譲渡による清算参加者

- から清算委託者に対する未決済約定の引継ぎ) 第40条の2 清算委託者に合併され、分割により事業を承継させ、又は事業を譲渡する清算参加者(以下本条において「合併等参加者」という。)は、当社の承認を受けて、当該清算委託者(以下本条において「承継等委託者」という。)に、当該合併、事業の承継又は譲渡に係る未決済の清算約定(清算約定(自己分)に限る。以下本条において「引継清算約定」という。)を引き継がせることができる。この場合において、引継清算約定は、承継等委託者及び承継等委託者の受託清算参加者の間の清算委託取引、並びに当該受託清算参加者及び当社の間の清算委託取引に係る清算約定(委託分)とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。
- 2 前項の場合において、承継等委託者は、引継 清算約定の引継ぎについて、あらかじめ同項の 受託清算参加者の同意を得るものとする。
- 3 当社は、承継等委託者が前項に規定する同意 を得られる見込みがないと判断した場合には、 第1項の規定にかかわらず、引継清算約定の解 消その他の必要と認める整理を、合併等参加者 及び承継等委託者をして行わせることができ る。
- 4 本条に基づく引継清算約定の引継ぎに要す る費用は、合併等参加者又は承継等委託者の負 担とする。

(合併、会社分割又は事業譲渡による清算委託者から清算参加者に対する清算委託取引の引継ぎ) 第40条の3 清算参加者に合併され、分割により事業を承継させ、又は事業を譲渡する清算委託者(以下本条において「合併等委託者」という。)は、当社の承認を受けて、当該清算参加 3 <u>第1項の場合において、未決済の清算約定</u>の 引継ぎに要する費用は、<u>同項の清算参加者</u>又は 同項の他の清算参加者の負担とする。

(新設)

者(以下本条において「承継等参加者」という。) に、当該合併、事業の承継又は譲渡に係る未決済の清算委託取引(以下本条において「引継清算委託取引」という。)を引き継がせることができる。この場合において、引継清算委託取引は、承継等参加者と当社の間の清算約定(自己分)とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。

- 2 前項の規定により引継清算委託取引の引継 ぎが行われた場合には、合併等委託者の受託清 算参加者及び当社の間の引継清算委託取引に 係る清算約定(委託分)は当然に終了するもの とする。
- 3 第1項の場合において、合併等委託者は、引 継清算委託取引の引継ぎについて、あらかじめ 前項の受託清算参加者の同意を得るものとす る。
- 4 当社は、合併等委託者が前項に規定する同意を得られる見込みがないと判断した場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、引継清算委託取引の解消その他の必要と認める整理を、合併等委託者及び承継等参加者をして行わせることができる。
- 5 本条に基づく引継清算委託取引の引継ぎに 要する費用は、合併等委託者又は承継等参加者 の負担とする。

(合併、会社分割又は事業譲渡による清算委託者

から清算委託者に対する清算委託取引の引継ぎ) 第40条の4 他の清算委託者に合併され、分割 により事業を承継させ、又は事業を譲渡する清 算委託者(以下本条において「合併等委託者」 という。)は、当社の承認を受けて、当該他の 清算委託者(以下本条において「承継等委託者」

という。)に、当該合併、事業の承継又は譲渡 に係る未決済の清算委託取引(以下本条におい て「引継清算委託取引」という。)を引き継が せることができる。この場合において、引継清 算委託取引は、承継等委託者及び当該承継等委

託者の受託清算参加者の間の清算委託取引、並 びに当該受託清算参加者及び当社の間の当該 清算委託取引に係る清算約定(委託分)とみな して、本業務方法書等の規定を適用する。

- 2 前項の規定により引継清算委託取引の引継 ぎが行われた場合には、合併等委託者の受託清 算参加者及び当社の間の引継清算委託取引に 係る清算約定(委託分)は当然に終了するもの とする。
- 3 第1項の場合において、合併等委託者及び承継等委託者は、引継清算委託取引の引継ぎについて、あらかじめそれぞれの受託清算参加者の同意を得るものとする。
- 4 当社は、合併等委託者又は承継等委託者が前項に規定する同意を得られる見込みがないと判断した場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、引継清算委託取引の解消その他の必要と認める整理を、合併等委託者及び承継等委託者をして行わせることができる。
- 5 本条に基づく引継清算委託取引の引継ぎに 要する費用は、合併等委託者又は承継等委託者 の負担とする。

(登録金融機関の登録を受けた支店を有する外 国法人の取扱い)

第40条の5 (略)

(清算受託契約の締結の届出)

第43条 (略)

2 当社は、清算参加者から前項の規定による届 出を受けた場合(当該届出に係る清算受託契約 の締結に係る清算委託者について、他の清算参 加者から既に同項の規定による届出を受けて いる場合を除く。)には、当該届出に基づき、 他の清算参加者に当該清算委託者の商号その 他の事項を通知し、かつ公表する。 (登録金融機関の登録を受けた支店を有する外 国法人の取扱い)

第40条の2 (略)

(清算受託契約の締結の届出)

第43条 (略)

2 当社は、清算参加者から前項の規定による届出を受けた場合(当該届出に係る清算受託契約の締結に係る清算委託者について、他の清算参加者から既に同項の規定による届出を受けている場合を除く。) その他当社が適当と認めるときは、速やかに他の清算参加者に当該清算委託者の商号その他の事項を通知し、かつ公表する。

<u>(清算参加者の清算約定(自己分)の承継の申込み)</u>

第53条の3 清算参加者(以下「承継元清算参加者」という。)は、当社との間で成立している清算約定(自己分)の全部又は一部について、本条及び次条に規定するところにより、他の清算参加者(以下「承継先清算参加者」という。)に承継させることができる。

- 2 承継元清算参加者は、前項の規定により清算 約定(自己分)を承継させる場合には、あらか じめ、承継先清算参加者に対して当該承継の申 込みをし、当該承継先清算参加者の承諾を得る ものとする。
- 3 承継元清算参加者及び承継先清算参加者は、 前項の承諾が行われた場合には、当社に対し て、当社が定める方法により承継の申込みをす るものとする。

(清算参加者の清算約定(自己分)の承継の成立) 第53条の4 当社は、前条第3項の規定により 行われた承継の申込みを受領した場合には、承 継元清算参加者及び当社の間に清算約定(自己 分)が成立していること並びに当該承継元清算 参加者及び承継先清算参加者が承継に合意し ていることを確認し、承継後の承継元清算参加 者及び承継先清算参加者のポジション保有状 況に問題がないと認められるときは、当該清算 約定(自己分)に係る承継の申込みを承諾する こととする。

- 2 清算約定(自己分)の承継は、前項の規定に より承継の申込みを当社が承諾したものにつ いて、当該承諾の時点で成立するものとする。
- 3 前項の規定により清算約定(自己分)の承継が成立した場合は、承継の対象となった承継元清算参加者及び当社の間の清算約定(自己分) は当然に終了するとともに、当該清算約定(自己分)に基づく債権債務は将来に向かって消滅するものとする。これと同時に、承継先清算参加者及び当社の間において当該清算約定(自己

(新設)

- 分)に係る権利義務と当社が定める条件が同一 となる権利義務が新たに発生するものとする。
- 4 当社は、当社が定めるところにより、承継時 支払金額及び期限前終了手数料を算出するこ ととし、前項の規定による清算約定(自己分) の終了及び権利義務の発生に伴い、当社、承継 元清算参加者及び承継先清算参加者は、当社が 定めるところにより、承継時支払金額、期限前 終了手数料及び変動証拠金の授受を行う。
- 5 第3項の規定により発生する権利義務は、承 継先清算参加者と当社の間の清算約定(自己 分)とみなして、本業務方法書等の規定を適用 する。

(清算委託者の清算委託取引の移管の申込み等) 第58条の2 清算委託者(清算受託契約に規定 する期限の利益喪失事由が発生していない者 に限る。以下本条及び次条において「移管元清 算委託者」という。)は、受託清算参加者との 間で成立している清算委託取引の全部又は一 部について、本条及び次条に規定するところに より、清算参加者(以下「移管先清算参加者」 という。) 又は他の清算委託者(以下本条及び <u>次条において「移</u>管先清算委託者」という。) に対し移管することができる。

- 2 移管元清算委託者は、前項の規定により清算 委託取引を移管する場合には、あらかじめ、当 該移管元清算委託者の受託清算参加者(当該受 託清算参加者以外の移管先清算参加者に対し て移管する場合(以下「受託外参加者承継の場 合」という。) には当該移管先清算参加者を、 移管先清算委託者に対して移管する場合には 当該移管先清算委託者及びその受託清算参加 者を含む。以下本条において同じ。) に対して 当該移管の申込みをし、当該移管元清算委託者 の受託清算参加者の承諾を得るものとする。
- 3 移管元清算委託者及び当該移管元清算委託 3 移管元清算委託者及び受託清算参加者は、前

(清算委託者の清算委託取引の移管の申込み等) 第58条の2 清算委託者(受託清算参加者と同 一の企業集団に含まれる者であって、清算受託 契約に規定する期限の利益喪失事由が発生し ていない者に限る。以下本条及び次条において 「移管元清算委託者」という。)は、受託清算 参加者との間で成立している清算委託取引の 全部又は一部について、本条及び次条に規定す るところにより、受託清算参加者を同一とする 他の清算委託者(受託清算参加者と同一の企業 集団に含まれる者に限る。以下「移管先清算委 託者」という。) 又は当該受託清算参加者に対 し移管することができる。

- 2 移管元清算委託者は、前項の規定により清算 委託取引を移管する場合には、あらかじめ、受 託清算参加者(移管先清算委託者に対して移管 する場合には当該移管先清算委託者を含む。以 下本条において同じ。) に対して当該移管の申 込みをし、当該受託清算参加者の承諾を得るも のとする。

者の受託清算参加者は、前項の承諾が行われた場合には、当社に対し、当社が定める方法により移管の申込みをするものとする。

4 移管元清算委託者及び<u>当該移管元清算委託者の受託清算参加者</u>は、前項の規定による移管の申込みについて、次条第1項の規定により当社が承諾するまでの間において、当社が定める方法により、移管の申込みを撤回することができる。

(清算委託者の清算委託取引の移管の成立)

第58条の3 当社は、前条第3項の規定により 行われた移管の申込みを受領した場合におい て、移管元清算委託者及び当該移管元清算委託 者の受託清算参加者の間に清算委託取引が成 立していること並びに当該移管元清算委託者 及び当該移管元清算委託者の受託清算参加者 (受託外参加者承継の場合には移管先清算参 加者を、移管先清算委託者に対して移管する場 合には当該移管先清算委託者及びその受託清 算参加者を含む。) が移管に合意していること を確認し、移管後の当該移管元清算委託者の受 託清算参加者(受託外参加者承継の場合には移 管先清算参加者を、移管先清算委託者に対して 移管する場合には当該移管先清算委託者の受 託清算参加者を含む。) のポジション保有状況 に問題がないと認められるときは、当該清算委 託取引に係る移管の申込みを承諾することと する。

2 (略)

3 移管先清算参加者に対して清算委託取引を 移管する場合において、前項の規定により移管 が成立したときは、移管の対象となった移管元 清算委託者及び<u>当該移管元清算委託者の受託</u> 清算参加者の間の<u>清算委託取引(受託外参加者</u> 承継の場合には当該清算委託取引に係る清算 約定(委託分)を含む。以下本項において同じ。) は当然に終了するとともに、<u>当該清算委託取引</u> に基づく債権債務は、将来に向かって消滅する 項の承諾が行われた場合には、当社に対し、当 社が定める方法により移管の申込みをするも のとする。

4 移管元清算委託者及び<u>受託清算参加者</u>は、前項の規定による移管の申込みについて、次条第1項の規定により当社が承諾するまでの間において、当社が定める方法により、移管の申込みを撤回することができる。

(清算委託者の清算委託取引の移管の成立)

第58条の3 当社は、前条第3項の規定により 行われた移管の申込みを受領した場合において、移管元清算委託者及び受託清算参加者(移 管先清算委託者に対して移管する場合には当 該移管先清算委託者を含む。)が移管に合意し ていること並びに移管元清算委託者及び受託 清算参加者の間に清算委託取引が成立してい ることを確認し、移管後の当該受託清算参加者 のポジション保有状況に問題がないと認めら れるときは、当該清算委託取引に係る移管の申 込みを承諾することとする。

2 (略)

3 受託清算参加者に対し清算委託取引を移管 する場合において、前項の規定により移管が成立したときは、移管の対象となった移管元清算 委託者及び受託清算参加者の間の清算委託取 引は当然に終了するとともに、当該清算委託取 引に基づく債権債務は、将来に向かって消滅するものとする。 ものとする。受託外参加者承継の場合には、これと同時に、当該移管先清算参加者及び当社の間において本項の規定により終了する清算約定(委託分)に係る権利義務と当社が定める条件が同一となる権利義務が新たに発生するものとする。

- 4 受託外参加者承継の場合には、当社は、当社が定めるところにより、承継時支払金額及び期限前終了手数料を算出することとし、前項の規定による清算約定(委託分)の終了及び権利義務の発生に伴い、当社、移管元清算委託者の受託清算参加者及び移管先清算参加者は、当社が定めるところにより、承継時支払金額、期限前終了手数料及び変動証拠金の授受を行う。
- 5 移管先清算委託者に対して清算委託取引を 移管する場合において、第2項の規定により移 管が成立したときは、移管の対象となった移管 元清算委託者及び当該移管元清算委託者の受 託清算参加者の間の清算委託取引(当該受託清 算参加者以外の清算参加者を受託清算参加者 とする移管先清算委託者に対し移管する場合 (以下「受託外委託者承継(委託分)の場合」 という。)には、当該清算委託取引に係る清算 約定(委託分)を含む。以下本項において同じ。) は当然に終了するとともに、当該清算委託取引 に基づく債権債務は、将来に向かって消滅する ものとする。これと同時に、移管先清算委託者 及び当該移管先清算委託者の受託清算参加者 の間において当該清算委託取引と同一内容の 法律関係(受託外委託者承継(委託分)の場合 には、当該移管先清算委託者の受託清算参加者 及び当社の間において本項の規定により終了 する清算約定(委託分)に係る権利義務と当社 が定める条件が同一となる権利義務を含む。) が新たに成立するものとする。
- 6 受託外委託者承継(委託分)の場合には、当 社は、当社が定めるところにより、承継時支払 金額及び期限前終了手数料を算出することと し、前項の規定による清算約定(委託分)の終

(新設)

4 移管先清算委託者に対し清算委託取引を移管する場合において、第2項の規定により移管が成立したときは、移管の対象となった移管元清算委託者及び受託清算参加者の間の清算委託取引は当然に終了するとともに、当該清算委託取引に基づく債権債務は将来に向かって消滅するものとする。これと同時に、移管先清算委託者及び受託清算参加者の間において、当該清算委託取引と同一内容の新たな法律関係が成立するものとする。

了及び法律関係の成立に伴い、当社、移管元清 算委託者の受託清算参加者及び移管先清算委 託者の受託清算参加者は、当社が定めるところ により、承継時支払金額、期限前終了手数料及 び変動証拠金の授受を行う。

- 7 清算委託取引の移管に伴う<u>移管元清算委託者及び当該移管元清算委託者の受託清算参加者(受託外参加者承継の場合には移管先清算参加者を、移管先清算委託者に対して移管する場合には当該移管先清算委託者及びその受託清算参加者を含む。)</u>の間の債権債務の清算は、これらの者の間において、その合意に従って行う。
- 8 移管先清算参加者に対して清算委託取引を 移管する場合において、第3項前段の規定により終了する清算委託取引に係る<u>清算約定(委託</u> 分)(受託外参加者承継の場合には、第3項後 段の規定により発生する権利義務)は、当該移 管先清算参加者の清算約定(自己分)とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。

9 移管先清算委託者に対して清算委託取引を 移管する場合において、第5項後段の規定によ り移管先清算委託者及び当該移管先清算委託 者の受託清算参加者の間において成立する法 律関係は、当該移管先清算委託者の受託清算参 加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託に より成立した清算委託取引とみなし、同項前段 の規定により終了する清算委託取引に係る清

- 5 清算委託取引の移管に伴う<u>移管元清算委託者、移管先清算委託者及び受託清算参加者</u>の間の債権債務の清算は、これらの者の間において、その合意に従って行う。
- 6 受託清算参加者に対し清算委託取引を移管 する場合において、第3項の規定により終了す る清算委託取引に係る清算約定(委託分)は、 受託清算参加者の清算約定(自己分)とみなし て、本業務方法書等の規定を適用する。移管先 清算委託者に対し清算委託取引を移管する場 合において、第4項後段の規定により移管先清 算委託者及び受託清算参加者の間において成 立する法律関係は、当該移管先清算委託者及び 当該受託清算参加者の間の清算受託契約に基 づく個別の有価証券等清算取次ぎの委託によ り成立した清算委託取引とみなし、同項前段の 規定により終了する清算委託取引に係る清算 約定(委託分)は、受託清算参加者が移管先清 算委託者の有価証券等清算取次ぎの委託に基 づき、当該移管先清算委託者の計算により行う 清算約定(委託分)とみなして、本業務方法書 等の規定を適用する。

算約定(委託分)(受託外委託者承継(委託分) の場合には、同項後段の規定により移管先清算 委託者の受託清算参加者及び当社の間におい て発生する権利義務)は、移管先清算委託者の 計算により成立する清算約定(委託分)とみな して、本業務方法書等の規定を適用する。

(<u>清算参加者</u>の清算約定(自己分)の移管の申込み等)

- 第58条の4 清算参加者(以下本条及び次条に おいて「移管元清算参加者」という。) は、当 社との間で成立している清算約定(自己分)の 全部又は一部について、本条及び次条に規定す るところにより、清算委託者(以下本条及び次 条において「移管先清算委託者」という。) に 対し移管することができる。
- 2 移管元清算参加者は、前項の規定により清算 約定(自己分)を移管する場合には、あらかじ め、移管先清算委託者(当該移管元清算参加者 以外の清算参加者を受託清算参加者とする移 管先清算委託者に移管する場合(以下「受託外 委託者承継(自己分)の場合」という。)には 当該清算参加者を含む。以下本条において同 じ。)に対して当該移管の申込みをし、当該移 管先清算委託者の承諾を得るものとする。
- 3 <u>移管元清算参加者</u>及び移管先清算委託者は、 前項の承諾が行われた場合には、当社に対し、 当社が定める方法により移管の申込みをする ものとする。
- 4 <u>移管元清算参加者</u>及び移管先清算委託者は、 前項の規定による移管の申込みについて、次条 第1項の規定により当社が承諾するまでの間 において、当社が定める方法により、移管の申 込みを撤回することができる。

(清算参加者の清算約定(自己分)の移管の成立)

第58条の5 当社は、前条第3項の規定により 行われた移管の申込みを受領した場合におい (<u>受託清算参加者</u>の清算約定(自己分)の移管の 申込み等)

- 第58条の4 <u>受託清算参加者</u>は、当社との間で成立している清算約定(自己分)の全部又は一部について、本条及び次条に規定するところにより、<u>移管先清算委託者</u>に対し移管することができる。
- 2 受託清算参加者は、前項の規定により清算約定(自己分)を移管する場合には、あらかじめ、 移管先清算委託者に対して当該移管の申込み をし、当該移管先清算委託者の承諾を得るもの とする。
- 3 <u>受託清算参加者</u>及び移管先清算委託者は、前項の承諾が行われた場合には、当社に対し、当社が定める方法により移管の申込みをするものとする。
- 4 受託清算参加者及び移管先清算委託者は、前項の規定による移管の申込みについて、次条第1項の規定により当社が承諾するまでの間において、当社が定める方法により、移管の申込みを撤回することができる。

(<u>受託清算参加者</u>の清算約定(自己分)の移管の 成立)

第58条の5 当社は、前条第3項の規定により 行われた移管の申込みを受領した場合におい て、当社及び移管元清算参加者の間に清算約定 (自己分)が成立していること並びに移管元清 算参加者及び移管先清算委託者(受託外委託者 承継(自己分)の場合には当該移管先清算委託 者の受託清算参加者を含む。)が移管に合意し ていることを確認し、移管後の当該移管元清算 参加者(受託外委託者承継(自己分)の場合に は移管先清算委託者の受託清算参加者を含 む。)のポジション保有状況に問題がないと認 められるときは、当該清算約定(自己分)に係 る移管の申込みを承諾することとする。

2 (略)

- 3 前項の規定により清算約定(自己分)の移管が成立した場合には、移管先清算委託者及び当該移管先清算委託者の受託清算参加者の間において当該清算約定(自己分)と同一の経済的効果を有する法律関係が新たに成立するものとする。この場合において、受託外委託者承継(自己分)の場合には、当該清算約定(自己分)は当然に終了するとともに、当該清算約定(自己分)に基づく債権債務は、将来に向かって消滅するものとし、これと同時に、当該移管先清算委託者の受託清算参加者及び当社の間において当該清算約定(自己分)に係る権利義務と当社が定める条件が同一となる権利義務が新たに発生するものとする。
- 4 清算約定(自己分)の移管に伴う<u>移管元清算</u>参加者及び移管先清算委託者(受託外委託者承継(自己分)の場合には当該移管先清算委託者 の受託清算参加者を含む。)の間の債権債務の 清算は、これらの者の間において、その合意に 従って行う。
- 5 受託外委託者承継(自己分)の場合には、当 社は、当社が定めるところにより、承継時支払 金額及び期限前終了手数料を算出することと し、第3項の規定による清算約定(自己分)の 終了及び権利義務の発生に伴い、当社、移管元 清算参加者及び移管先清算委託者の受託清算 参加者は、当社が定めるところにより、承継時

て、受託清算参加者及び移管先清算委託者が移管に合意していること並びに当社及び受託清算参加者の間に清算約定(自己分)が成立していることを確認し、移管後の当該受託清算参加者のポジション保有状況に問題がないと認められるときは、当該清算約定(自己分)に係る移管の申込みを承諾することとする。

2 (略)

3 前項の規定により清算約定(自己分)の移管が成立した場合には、移管先清算委託者及び受 <u>託清算参加者</u>の間において、当該清算約定(自 己分)と同一の経済的効果を有する<u>新たな法律</u> 関係が成立するものとする。

4 清算約定(自己分)の移管に伴う<u>受託清算参加者</u>及び<u>移管先清算委託者</u>の間の債権債務の清算は、これらの者の間において、その合意に従って行う。

<u>支払金額、期限前終了手数料及び変動証拠金の</u> 授受を行う。

6 第3項前段の規定により成立する法律関係 は、当該移管先清算委託者の受託清算参加者に 対する有価証券等清算取次ぎの委託により成立した清算委託取引とみなし、第1項の移管の 申込みに係る清算約定(自己分)(受託外委託 者承継(自己分)の場合には、第3項後段の規 定により発生する権利義務)は、当該清算委託 取引に係る清算約定(委託分)とみなして、本 業務方法書等の規定を適用する。

(クレジットイベント重要事項の決定)

第81条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、ISDAに対して ISDA決定委員会の招集が要請され、かつ、 これに対してISDA決定委員会が判断しな い又は審議しないと決定した旨をISDAが 公表した場合であってISDA決定委員会の 審議の状況から当該決定に基づくことができ ないと当社が判断したとき又はISDA決定 委員会若しくはISDA決定委員会セクレタ リーがこれらの判断若しくは公表を行うこと ができない状況にあると当社が判断したとき に限り、当社は、第86条に規定する ISCC 決定委員会の決定に基づき、クレジットイベン ト重要事項の決定を行う。ただし、JSCC決 定委員会の決定後に同一のクレジットイベン ト重要事項に関してISDA決定委員会の決 定がなされた場合には、JSCC決定委員会の 当該決定にかかわらず、当該ISDA決定委員 会の決定を当社の決定とする(当社が定める場 合を除く。)。

4·5 (略)

(承継日等の決定)

第84条 (略)

2 (略)

5 第3項の規定により成立する移管先清算委託者及び受託清算参加者の間の法律関係は、当該移管先清算委託者及び当該受託清算参加者の間の清算受託契約に基づく個別の有価証券等清算取次ぎの委託により成立した清算委託取引とみなし、受託清算参加者及び当社の間の清算約定(自己分)を当該清算委託取引に係る清算約定(委託分)とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。

(クレジットイベント重要事項の決定)

第81条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、ISDAに対して ISDA決定委員会の招集が要請され、かつ、 これに対してISDA決定委員会が判断しな い又は審議しないと決定した旨をISDAが 公表した場合であってISDA決定委員会の 審議の状況から当該決定に基づくことができ ないと当社が判断したとき又はISDA決定 委員会若しくはISDA決定委員会セクレタ <u>リーとしてのISDA</u>がこれらの判断若しく は公表を行うことができない状況にあると当 社が判断したときに限り、当社は、第86条に 規定するJSCC決定委員会の決定に基づき、 クレジットイベント重要事項の決定を行う。た だし、JSCC決定委員会の決定後に同一のク レジットイベント重要事項に関してISDA 決定委員会の決定がなされた場合には、JSC C決定委員会の当該決定にかかわらず、当該 I SDA決定委員会の決定を当社の決定とする (当社が定める場合を除く。)。

4 • 5 (略)

(承継日等の決定)

第84条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、ISDAに対して ISDA決定委員会の招集が要請され、かつ、 これに対してISDA決定委員会が判断しな い又は審議しないと決定した旨をISDAが 公表した場合であってISDA決定委員会の 審議の状況から当該決定に基づくことができ ないと当社が判断したとき又はISDA決定 委員会若しくはISDA決定委員会セクレタ リーがこれらの判断若しくは公表を行うこと ができない状況にあると当社が判断したとき に限り、当社は、第86条に規定するJSCC 決定委員会の決定に基づき、承継日等の決定を 行う。ただし、JSCC決定委員会の決定後に 同一の承継日等に関してISDA決定委員会 の決定がなされた場合には、JSCC決定委員 会の当該決定にかかわらず、当該ISDA決定 委員会の決定を当社の決定とする(当社が定め る場合を除く。)。

4·5 (略)

付 則

この改正規定は、平成30年4月6日から施行する。

3 前項の規定にかかわらず、ISDAに対して ISDA決定委員会の招集が要請され、かつ、 これに対してISDA決定委員会が判断しな い又は審議しないと決定した旨をISDAが 公表した場合であってISDA決定委員会の 審議の状況から当該決定に基づくことができ ないと当社が判断したとき又はISDA決定 委員会若しくはISDA決定委員会セクレタ リーとしてのISDAがこれらの判断若しく は公表を行うことができない状況にあると当 社が判断したときに限り、当社は、第86条に 規定するJSCC決定委員会の決定に基づき、 承継日等の決定を行う。ただし、JSCC決定 委員会の決定後に同一の承継日等に関してI SDA決定委員会の決定がなされた場合には、 JSCC決定委員会の当該決定にかかわらず、 当該ISDA決定委員会の決定を当社の決定 とする(当社が定める場合を除く。)。

4 • 5 (略)

新

(報告事項)

第24条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、清算参加者について次に掲げる事項が生じた場合とし、当該清算参加者は、当社所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して当該事項を当社に報告するものとする。

 $(1) \sim (28)$ (略)

(28)の2 清算委託者が商号又は名称の変更 (英文の商号又は名称の変更を含む。)を行う ことを知ったとき。

 $(29) \sim (36)$ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

<u>(清算約定(自己分)の承継時に授受する金銭等</u> に関する事項)

- 第38条の3 業務方法書第53条の4第4項 に規定する期限前終了手数料及び承継時支払 金額は、次に定めるところにより算出するもの とする。
- (1) 期限前終了手数料の額は、当該各清算約定について当該終了の日までに当社から清算参加者に預託すべき変動証拠金の差引累計額(変動証拠金の総支払額から総受取額を控除した額をいう。以下本条において同じ。)に当該終了の日の翌当社営業日に授受すべき変動証拠金に係る利息を加減した額と同額とし、当該額が正数の場合には当社から清算参加者に期限前終了手数料を支払い、当該額が負数の場合には清算参加者から当社に期限前終了手数料を支払うものとする。
- (2) 当社及び承継先清算参加者は、業務方法 書第53条の4第3項前段の規定により終了 する清算約定(自己分)の終了日までに承継元 清算参加者が当社に預託した変動証拠金の差 引累計額に当該終了の日の翌当社営業日に授

(報告事項)

第24条 業務方法書第20条に規定する当社 が定める場合は、清算参加者について次に掲げ る事項が生じた場合とし、当該清算参加者は、 当社所定の報告書に当社が必要と認める書類 を添付して当該事項を当社に報告するものと する。

 $(1) \sim (28)$ (略)

(新設)

 $(29) \sim (36)$ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(新設)

- 受すべき変動証拠金に係る利息を加減した額 と同額の承継時支払金額を授受するものとす る。この場合において、当該額が正数の場合に は当社から承継先清算参加者に承継時支払金 額を支払い、当該額が負数の場合には承継先清 算参加者から当社に承継時支払金額を支払う。
- 2 当社、承継先清算参加者及び承継元清算参加 者は、業務方法書第53条の4第4項の規定に 従い、前項の規定により算出した承継時支払金 額及び期限前終了手数料を、同条第3項前段の 規定により終了する清算約定(自己分)の終了 の日の翌当社営業日に変動証拠金等と差引計 算して授受を行う。
- 3 前2項の規定は、当社が、業務方法書第58 条の3第4項及び第6項の規定により期限前 終了手数料及び承継時支払金額を算出する場 合に準用する。この場合において、第1項柱書 中「第53条の4第4項」とあるのは「第58 条の3第4項及び第6項」と、同項第2号中「承 継先清算参加者は」とあるのは「移管先清算参 加者(受託外委託者承継(委託分)の場合には 当該移管先清算委託者の受託清算参加者。以下 本条において同じ。)は」と、「第53条の4 第3項前段の規定により終了する清算約定(自 己分)」とあるのは「業務方法書第58条の3 第3項前段の規定により終了する清算約定(委 託分) (受託外委託者承継(委託分) の場合に は同条第5項前段の規定により終了する清算 約定(委託分)。以下本条において同じ。)」 と、「承継元清算参加者が」とあるのは「移管 元清算委託者の受託清算参加者が」と、「承継 先清算参加者に」とあるのは「移管先清算参加 者に」と、「承継先清算参加者から」とあるの は「移管先清算参加者から」と、第2項中「承 継先清算参加者」とあるのは「移管元清算委託 者の受託清算参加者」と、「承継元清算参加者」 とあるのは「移管先清算参加者(受託外委託者 承継(委託分)の場合には当該移管先清算委託 者の受託清算参加者)」と、「業務方法書第5

- 3条の4第4項」とあるのは「業務方法書第5 8条の3第4項及び第6項」と、「清算約定(自 己分)」とあるのは「清算約定(委託分)」と 読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、当社が、業務方 法書第58条の5第5項の規定により期限前 終了手数料及び承継時支払金額を算出する場 合に準用する。この場合において、第1項柱書 <u>中「第53条の4</u>第4項」とあるのは「第58 条の5第5項」と、同項第2号中「承継先清算 参加者は」とあるのは「移管先清算委託者の受 託清算参加者は」と、「業務方法書第53条の 4第3項前段」とあるのは「業務方法書第58 条の5第3項後段」と、「承継元清算参加者が」 とあるのは「移管元清算参加者が」と、「承継 先清算参加者に」とあるのは「移管先清算委託 者の受託清算参加者に」と、「承継先清算参加 者から」とあるのは「移管先清算委託者の受託 清算参加者から」と、第2項中「承継先清算参 加者」とあるのは「移管先清算委託者の受託清 算参加者」と、「承継元清算参加者」とあるの は「移管元清算参加者」と、「業務方法書第5 3条の4第4項」とあるのは「業務方法書第5 8条の5第5項」と、「同条第3項前段」とあ るのは「同条第3項後段」と読み替えるものと する。

(清算約定(自己分)の承継により新たに発生する権利義務に関する事項)

第38条の4 業務方法書第53条の4第3項 に規定する当社が定める条件は、当社が通知又 は公示により定める。

(移管の申込みの方法等)

第43条の3 <u>業務方法書第53条の3第3項</u>、 第58条の2第3項及び第4項並びに第58 条の4第3項及び第4項に規定する当社が定 める方法は、当社が通知又は公示により定める 方法とする。 (新設)

(移管の申込みの方法等)

第43条の3 <u>業務方法書</u>第58条の2第3項 及び第4項並びに第58条の4第3項及び第 4項に規定する当社が定める方法は、当社が通 知又は公示により定める方法とする。

(清算委託取引又は清算約定(自己分)の移管に より新たに発生する権利義務に関する事項)

第43条の4 業務方法書第58条の3第3項 及び第5項並びに第58条の5第3項に規定 する当社が定める条件は、当社が通知又は公示 により定める。

(新設)

(資金決済の方法)

第52条 業務方法書第80条第1項に規定す る当社が定める金銭の授受は、次に掲げる金銭 の授受とする。

 $(1) \sim (7)$ (略)

- (8) CDS清算業務に関する清算参加者の破 綻処理に関する規則第8条第4項第1号に規 定する承継時支払金額及び同項第2号に規定 する未払固定金額
- (9) CDS清算業務に関する清算参加者の破 綻処理に関する規則第19条に規定する落札 時支払金額
- (10) 業務方法書第98条第2項に規定する 清算約定の終了に係る期限前終了手数料
- (11) 業務方法書第53条の4第4項、第5 8条の3第4項及び第6項並びに第58条の 5第5項に規定する期限前終了手数料及び承 継時支払金額

 $2 \sim 4$ (略)

(資金決済の方法)

第52条 業務方法書第80条第1項に規定す る当社が定める金銭の授受は、次に掲げる金銭 の授受とする。

 $(1) \sim (7)$ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

 $2 \sim 4$ (略)

付 則

この改正規定は、平成30年4月6日から施行 する。

様式第3号 清算受託契約の様式

CDS清算受託契約書

様式第3号 清算受託契約の様式

CDS清算受託契約書

(清算委託取引等の移管を行う場合の適用規定 の変更)

第59条 前条第1項及び第2項の規定にかか (新設)

わらず、乙が本清算委託取引を甲、甲以外の清算参加者若しくは他の清算委託者へ移管する場合、乙が他の清算委託者から清算委託取引の移管を受ける場合又は乙が甲若しくは甲以外の清算参加者から清算約定(当該清算参加者の計算により行うものに限る。)の移管を受ける場合には、第26条及び第27条を削除し、第4章の次に以下の一章を加える。

第4章の2 清算委託取引等の移管

(甲、甲以外の清算参加者又は他の清算委託者 への本清算委託取引の移管)

- 第26条 乙は、業務方法書等の定めに従い、 本清算委託取引を甲、甲以外の清算参加者又 は他の清算委託者(以下本条において「移管 先清算委託者」という。)に移管(業務方法 書等の定めるところにより本清算委託取引 を終了させこれに基づく債権債務を業務方 法書等の定めるところにより将来に向かっ て消滅させること、又は業務方法書等の定め るところにより本清算委託取引を終了させ これに基づく債権債務を将来に向かって消 滅させると同時に、移管先清算委託者及び移 管先清算委託者の受託清算参加者の間に当 該本清算委託取引と同一内容の新たな法律 関係を成立させることをいう。以下本条にお いて同じ。)することができる。
- 2 乙は、本清算委託取引を移管しようとする 場合には、あらかじめ甲(甲以外の清算参加 者に本清算委託取引を移管する場合には当 該清算参加者を、移管先清算委託者に本清算 委託取引を移管する場合には当該移管先清 算委託者及びその受託清算参加者を含む。以 下本項において同じ。)との間で、当該移管 に伴う甲及び乙の間の債権債務の清算その 他必要事項に関し、合意しておかなければな らない。

(他の清算委託者からの清算委託取引の移管)第27条 乙は、業務方法書等の定めに従い、他の清算委託者(以下本条において「移管元

清算委託者」という。)から移管元清算委託者と移管元清算委託者の受託清算参加者との間の法律関係(清算委託取引と同様の法律関係に限る。以下「移管対象清算委託取引」という。)の移管(業務方法書等の定めるところにより移管対象清算委託取引を終了させこれに基づく債権債務を将来に向かって消滅させると同時に、乙及び甲の間に当該移管対象清算委託取引と同一内容の新たな法律関係を成立させることをいう。以下本条において同じ。)を受けることができる。

- 2 乙は、移管元清算委託者から移管対象清算 委託取引の移管を受けようとする場合には、 あらかじめ甲及び移管元清算委託者(甲以外 の清算参加者を受託清算参加者とする移管 元清算委託者から移管を受ける場合には当 該清算参加者を含む。以下本項において同 じ。)との間で、当該移管に伴う乙、甲及び 移管元清算委託者の間の債権債務の清算そ の他必要事項に関し、合意しておかなければ ならない。
- 2 前条第3項に規定にかかわらず、第1項の場合には、第27条の次に以下の二条を加えて適用する。

(甲からの清算約定の移管)

- 第27条の2 甲は、業務方法書等の定めに従い、甲とクリアリング機構との間の清算約定 (甲の計算により行うものに限る。)を乙に 移管(甲の計算により行う清算約定と同一の 経済効果を有する新たな法律関係を甲及び 乙の間に成立させることをいう。以下本条に おいて同じ。) することができる。
- 2 甲は、乙に清算約定の移管を行おうとする 場合には、あらかじめ乙との間で、当該移管 に伴う乙及び甲の間の債権債務の清算その 他必要事項に関し、合意しておかなければな らない。

(他の清算参加者からの清算約定の移管) 第27条の3 乙は、業務方法書等の定めに従

- い、甲以外の清算参加者(以下本条において 「移管元清算参加者」という。)から移管元 清算参加者とクリアリング機構との間の清 算約定(移管元清算参加者の計算により行う ものに限る。)の移管(移管元清算参加者の 計算により行う清算約定と同一の経済効果 を有する新たな法律関係を甲及び乙の間に 成立させることをいう。以下本条において同 じ。)を受けることができる。
- 2 乙は、移管元清算参加者から清算約定の移管を受けようとする場合には、あらかじめ甲及び移管元清算参加者との間で、当該移管に伴う乙、甲及び移管元清算参加者の間の債権債務の清算その他必要な事項に関し、合意しておかなければならない。

(注1) ~ (注4) (略)

- (注5) 甲及び乙は、第59条に規定する移管制度を利用しない場合には、本契約から第58条及び第59条を削除することができる。
- (注<u>6</u>) 甲及び乙は、<u>第59条に規定する移管制度のうち、</u>乙による本清算委託取引の甲又は甲に対して有価証券等清算取次ぎの委託を行っている他の清算委託者への移管(乙及び当該他の清算委託者が甲と同一の企業集団に含まれる場合に限る。)、甲に対して有価証券等清算取次ぎの委託を行っている他の清算委託者による清算委託取引の乙への移管(乙及び当該他の清算委託者が甲と同一の企業集団に含まれる場合に限る。)及び甲による清算約定(甲の計算により行うものに限る。)の乙への移管以外の移管(以下「(注6)の移管」という。)を行わない場合には、本契約から第59条を削除することができる。

(注7) 甲及び乙は、(注6) の移管のみ行う場合には、本契約から第58条を削除のうえ、第59条第1項中「前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、」を、同条第2項中「前条第3項の規定にかかわらず、」を削除することがで

(注1)~(注4) (略) (新設)

(注<u>5</u>) 甲及び乙は、乙による本清算委託取引の 甲又は<u>他の清算委託者</u>への移管、他の清算委 託者による清算委託取引の乙への移管、又は 甲による清算約定(甲の計算により行うもの に限る。)の乙への移管を行わない場合には、 本契約から第58条を削除することができ る。

(新設)

<u>きる。</u>	_		

新

(手数料の種類)

(手数料の種類)

第2条 業務方法書第16条に規定する当社が 定める手数料は、清算手数料、コンプレッショ ン手数料、アドホック・コンプレッション手数 料、ポジション移管等手数料、クレジットイベ ント決済手数料、コラテラル手数料及び取引報 告手数料とする。

第2条 業務方法書第16条に規定する当社が 定める手数料は、清算手数料、コンプレッショ ン手数料、アドホック・コンプレッション手数 料、<u>ポジション移管手数料</u>、クレジットイベン ト決済手数料、コラテラル手数料及び取引報告 手数料とする。

旧

(ポジション移管等手数料)

(ポジション移管手数料)

第4条の3 ポジション移管等手数料は、業務方法書第53条の4第2項の規定により承継が成立した清算約定(自己分)については当該清算約定(自己分)ごとに、同第58条の3第2項の規定により移管が成立した清算委託取引については当該清算委託取引に係る清算約定(委託分)ごとに、同第58条の5第2項の規定により移管が成立した清算約定(自己分)については当該清算約定(自己分)ごとに、想定元本1億円あたり600円とする。

第4条の3 ポジション移管手数料は、業務方法 書第58条の3第2項の規定により移管が成立した清算委託取引については当該清算委託 取引に係る清算約定(委託分)ごとに、同第5 8条の5第2項の規定により移管が成立した 清算約定(自己分)については当該清算約定(自 己分)ごとに、想定元本1億円あたり600円 とする。

(手数料の支払時期等)

(手数料の支払時期等)

第6条 清算参加者は、毎月分の清算手数料コンプレッション手数料、アドホック・コンプレッション手数料、ポジション移管等手数料及びクレジットイベント決済手数料の合計額を、翌月20日(同日が当社営業日でない場合には、翌当社営業日)までに、消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとする。

第6条 清算参加者は、毎月分の清算手数料コンプレッション手数料、アドホック・コンプレッション手数料、ポジション移管手数料及びクレジットイベント決済手数料の合計額を、翌月20日(同日が当社営業日でない場合には、翌当社営業日)までに、消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとする。

 $2 \sim 4$ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

付 則

この改正規定は、平成30年4月6日から施行する。

新

(委員会の権限)

第4条 (略)

2 委員会は、前項第1号から第4号までに掲げる事項について、ISDAに対してISDA決定委員会の招集が要請され、かつ、これに対してISDA決定委員会が判断しない又は審議しないと決定した旨をISDAが公表した場合であってISDA決定委員会の審議の状況から当該決定に基づくことができないと当社が判断したとき又はISDA決定委員会若しくはISDA決定委員会セクレタリーがこれらの判断若しくは公表を行うことができない状況にあると当社が判断したときに限り、審議を行うものとする。

3 • 4 (略)

付 則

この改正規定は、平成30年4月6日から施行する。

(委員会の権限)

第4条 (略)

2 委員会は、前項第1号から第4号までに掲げる事項について、ISDAに対してISDA決定委員会の招集が要請され、かつ、これに対してISDA決定委員会が判断しない又は審議しないと決定した旨をISDAが公表した場合であってISDA決定委員会の審議の状況から当該決定に基づくことができないと当社が判断したとき又はISDA決定委員会若しくはISDA決定委員会セクレタリーとしてのISDAがこれらの判断若しくは公表を行うことができない状況にあると当社が判断したときに限り、審議を行うものとする。

3 • 4 (略)